

令和 8 年度採用 名古屋市教育員会 会計年度教員育成指導員 募集要項

令和 8 年 2 月 2 日
教育委員会事務局 人事部 教職員・研修採用課

この募集要項を
ご覧になる方へ

会計年度教員育成指導員の募集は**年齢不問**です。
意欲のある、多くの方の受験をお待ちしています。

1 選考区分・採用予定人員・主な職務内容等

| 選考区分 (①~②) | 採用予定 人数 | 職務内容 |
|-------------|------------|--------------------------|
| 会計年度教員育成指導員 | ① | 1名 教職員研修コンテンツ作成に関する業務 |
| | ② | 1名 教育図書調査管理に関する業務 |

2 受験資格

次の (1) から (4) の要件をすべて満たす方

- (1) 小学校教諭免許、中学校教諭免許又は高等学校教諭免許を有する方で小学校、中学校、特別支援学校又は高等学校での勤務経験が通算 5 年以上ある方
- (2) 小学校、中学校、特別支援学校又は高等学校において管理職（校長又は教頭）として勤務経験がある方
- (3) 基本的なパソコン操作（ワード、エクセル、メール等）ができる方
- (4) 次のいずれにも該当しない方
 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者
 - エ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

3 申込み

(1) 申込期間

令和 8 年 2 月 2 日（月）から令和 8 年 2 月 17 日（火）まで

(2) 申込方法

別紙の「受験申込書（様式 1）」及び「作文用紙（様式 2）」に必要事項を記入の上、下記申込先まで郵送（2/17（火）必着）もしくは持参してください。

〔申込先〕 〒456-0031 名古屋市熱田区神宮三丁目 6 番 14 号

名古屋市教育センター 4 階

名古屋市教育委員会事務局人事部教職員研修・採用課

電話 052-683-6401 担当：小崎

(3) 申込にあたっての注意事項

ア 郵送の場合は、封筒の表面に朱書きで「会計年度教員育成指導員 受験申込書在中」と記入し、配達の記録が残る方法で送付してください。

イ 持参の場合は申込期間内（土日祝日を除く）の午前 9 時から午後 5 時まで受けます。

ウ 複数の選考区分に応募することはできません。

エ 提出書類は返却しません。また、提出書類に不備がある場合は受付できません。

(4) 申込書類

提出書類は、ボールペン等の消すことができない黒色の筆記具を使用して、自筆で記載してください。

ア 受験申込書（様式 1）

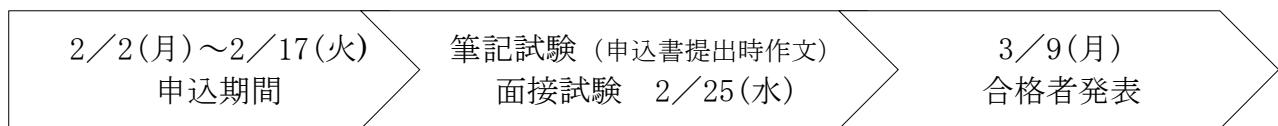
必要事項を記入し、正面写真（3ヶ月以内に撮影したもの）を貼り付けてください。
(写真の裏面に油性ペンで氏名を記入してください。)

イ 作文用紙（様式 2）

指定の用紙を使用し、自筆（ボールペン等の消すことができない黒色の筆記具を使用）で作成してください。

4 選考の日程等

(1) 選考の流れ



(2) 試験内容

| 試験 | 日程 | 試験内容 | 配点 |
|------|---------|----------------------------|--------|
| 筆記試験 | 申込書提出時 | 申込時に提出いただく作文による筆記試験を実施します。 | 50点満点 |
| 面接試験 | 2/25(水) | 口述による個人面接試験（15分程度）を実施します。 | 100点満点 |

※各試験において得点が一定水準に達しない場合は、総合得点に関らず不合格となります。

(3) 面接試験の会場及び集合時間

| 場 所 | 備 考 |
|--------------------------------------|-------------------------------------|
| 名古屋教育センター (名古屋市熱田区神宮三丁目 6 番 14 号) | 受験申込者に対し、2/20(金)までに時間と面接会場をお知らせします。 |

(4) 試験結果の通知

令和 8 年 3 月 9 日（月）に受験申込者全員（辞退者及び面接試験欠席者を除く。）に対して郵送にて通知します。併せて本市ウェブサイトに最終合格者の受験番号を掲載します。

(5) その他

電話等による合否に関する問い合わせには一切お答えしません。

5 最終合格から採用まで

(1) 採用は令和 8 年 4 月 1 日を予定しております。（採用後 1 月間は条件付採用期間となります。）

(2) 合格者は成績順に採用候補者名簿に登載され、欠員の状況などに応じて逐次採用されます。欠員が生じない場合、選考に合格した場合であっても採用されないことがあります。また、採用候補者名簿の有効期限は合格発表の日から令和 9 年 3 月 31 日までとなります。

(3) 受験資格がないことや申込書類に不正があることが判明した場合には、採用されないことがあります。

6 試験結果の提供

試験の成績については、名古屋市個人情報保護条例第 9 条の規定に基づき、口頭で提供を申し出ることができます。提供は閲覧により行います。

下表のとおり、提供申出は、不合格者本人又は不合格者の委任による代理人による名古屋市教育センター（熱田区神宮三丁目 6 番 14 号）への来庁が必要です。来庁の際は事前にお電話でご連絡をお願いします。

なお、電話・郵便等による提供は受け付けておりません。また、必要提示書類に不足がある場合は提供できませんのでご注意ください。

| 対象者 | 提供内容 | 申請期間 | 申請方法 |
|------|---|--|---|
| 不合格者 | <ul style="list-style-type: none"> 試験順位 試験得点 合格基準点 | <p>試験の結果発表日からその翌月同日まで (ただし、最終日が閉庁日の場合は、次の開庁日まで)</p> <ul style="list-style-type: none"> 9:00～12:00 13:00～17:00 <p>(土・日・祝・振替休日を除く)</p> | <p>教育委員会事務局人事部教職員研修・採用課において、必ず不合格者本人または不合格者の委任による代理人が、下記の方法により口頭で申し出でください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 不合格者本人が申出する場合 運転免許証、旅券等の身分証明書(写真のあるもの。以下同じ)及び受験票又は選考結果通知書の提示 代理人が申出する場合 下記アに掲げる書類の提示及びイに掲げる書類の提出 <ul style="list-style-type: none"> ア 代理人の身分証明書(写真のあるもの)、 不合格者の身分証明書の複写物及び不合格者の受験票又は選考結果通知書 イ 代理人の氏名及び住所、不合格者の氏名及び住所、委任事項並びに作成年月日の記載のある委任状 |

※ 来庁の際は公共交通機関をご利用ください。(自家用車での来庁はご遠慮ください。)

7 勤務条件

| | | | | | | |
|-------|--|---|--|--|---|--|
| 雇用期間 | 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで ※勤務実績に応じて翌年度も再び任用される可能性があります。(最大 4 回まで) | | | | | |
| 報酬 | 月額 172,098 円から 219,463 円 (地域手当相当報酬を含む。令和 8 年 2 月 1 日現在) の範囲で、高等学校卒業後の年数に応じて決定。他に通勤手当に相当する費用弁償、期末手当、勤勉手当を支給 | | | | | |
| 勤務場所 | <p>【任用直後】教育委員会事務局人事部教職員研修・採用課 (名古屋市熱田区神宮三丁目 6 番 14 号)</p> <p>【変更の範囲】変更なし</p> | | | | | |
| 勤務時間 | 選考区分① | 下表に掲げる A から B の勤務時間を組み合わせた週 30 時間 <table border="1"> <tr> <td>A</td><td>午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分 (1 日 6 時間勤務 (1 時間の休憩を除く))</td></tr> <tr> <td>B</td><td>午前 8 時 30 分から午後 3 時 30 分 (1 日 6 時間勤務 (1 時間の休憩を除く))</td></tr> </table> | A | 午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分 (1 日 6 時間勤務 (1 時間の休憩を除く)) | B | 午前 8 時 30 分から午後 3 時 30 分 (1 日 6 時間勤務 (1 時間の休憩を除く)) |
| A | 午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分 (1 日 6 時間勤務 (1 時間の休憩を除く)) | | | | | |
| B | 午前 8 時 30 分から午後 3 時 30 分 (1 日 6 時間勤務 (1 時間の休憩を除く)) | | | | | |
| 選考区分② | 下表に掲げる A から B の勤務時間を組み合わせた週 30 時間 <table border="1"> <tr> <td>A</td><td>午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分 (1 日 6 時間勤務 (1 時間の休憩を除く))</td></tr> <tr> <td>B</td><td>午前 10 時 00 分から午後 5 時 00 分 (1 日 6 時間勤務 (1 時間の休憩を除く))</td></tr> </table> | A | 午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分 (1 日 6 時間勤務 (1 時間の休憩を除く)) | B | 午前 10 時 00 分から午後 5 時 00 分 (1 日 6 時間勤務 (1 時間の休憩を除く)) | |
| A | 午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分 (1 日 6 時間勤務 (1 時間の休憩を除く)) | | | | | |
| B | 午前 10 時 00 分から午後 5 時 00 分 (1 日 6 時間勤務 (1 時間の休憩を除く)) | | | | | |
| 休日 | 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始 (12 月 29 日から 1 月 3 日まで) | | | | | |
| 休暇 | 年次休暇、忌引休暇及び介護休暇等 | | | | | |
| 社会保険等 | 健康保険、厚生年金、雇用保険、労働災害補償あり | | | | | |

8 服務

地方公務員法上の服務及び懲戒に関する規定の対象となります。なお、会計年度任用職員（短時間勤務）は、営利企業等従事（兼業）を行うことができますが、以下に該当する場合は認められませんので留意してください。また、兼業を行う場合は、採用後に兼業先や従事内容を届出いただく必要があります。

（兼業が認められない場合）

- ア 兼業を行うことによって職務の遂行に支障をきたすおそれがある場合（兼業先との所定勤務時間の合計が本市常勤職員の勤務時間を上回る場合など）
- イ 兼業を行うことによって職務の公正を確保できなくなるおそれがある場合
- ウ 兼業を行うことによって名古屋市の信用を損なうおそれがある場合

9 個人情報の取扱い

採用選考に際して提出された書類等は一切返却しません。なお、採用選考において取得した個人情報は、採用選考及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

〈問合せ先〉

名古屋市教育委員会事務局人事部教職員研修・採用課（担当：小崎）

名古屋市熱田区神宮三丁目 6 番 14 号 名古屋市教育センター 4 階

Tel:052-683-6401